

# 定住自立圏形成協定 変更協定書

延岡市 五ヶ瀬町

令和2年3月19日変更  
平成31年3月20日変更

## 定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市（以下「甲」という。）と五ヶ瀬町（以下「乙」という。）は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

- 別表第1の③内の協定項目「障がい者の支援体制の構築」の内容を次のように変更する。

障がい者の支援体制の構築	取組の内容	障がい児者に対する支援体制を構築するため、圏域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。
甲の役割		(1)障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。
乙の役割		(1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るための取組を進める。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るための研究や検討を進める。

- この協定は、令和2年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 読谷山 洋司



乙 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地

五ヶ瀬町

五ヶ瀬町長 原田 俊平



## 定住自立圈形成協定(延岡市、五ヶ瀬町)新旧対照表

新		別表第1(第3条第1項第1号関係)		別表第1(第3条第1項第1号関係)	
		日		備考欄	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
③福祉	取組の内容	障がい児者に対する支援体制を構築するため、地域の支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。	取組の内容	障がい児者に対する支援体制の充実及び関係機関のネットワーク構築を推進する。	(略)
障がい者の支援体制の構築	甲の役割	(1)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るために取組を進めること。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、乙と共同して児童等の療育支援体制の充実を図るために研究や検討を進めること。	甲の役割	(1)乙と共同して、精神障がい者に対する相談支援や地域移行支援、就労支援等の取組を進めるとともに、取組の調整を図る。 (2)障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るために取組を進める。 (3)障がい児者の地域生活を支援する体制を強化していくために、乙と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶインターネット整備の研究を進めるとともに、研究にあたっての調整を図る。	(変更)
乙の役割	乙の役割	(1)甲と共同し、障がい児等の療育支援体制の充実を図るために取組を進めること。 (2)障がい児者の地域生活を支援する体制を整備するため、甲と共同して関係機関との連携や支援体制の推進を図るために研究や検討を進めること。	乙の役割	(1)甲と共同し、精神障がい児者に対する相談支援や地域移行支援、就労支援等の取組を進めること。 (2)甲と共同し、障がい児者の相談支援窓口の再編や集約化等、相談支援体制の充実強化を図るために取組を進めること。 (3)障がい児者の地域生活を支援する体制を強化していくために、甲と共同して関係機関や行政機関等を専用回線で結ぶインターネット整備の研究を進めること。	(略)
権利擁護支援体制の充実	取組の内容	地域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年ワーカーと共同して、成年後見制度の利用促進を図るために中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。	取組の内容	地域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年ワーカーと共同して、成年後見制度の利用促進を図るために中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。	(略)
権利擁護支援体制の充実	甲の役割	乙の役割	甲の役割	乙の役割	(略)
			(略)		